

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回させ、

その行使のための法整備を阻止する宣言

安倍内閣は、2014年7月1日「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行った。

この閣議決定は、「わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、憲法上許容される」として集団的自衛権の行使を容認したうえ、「実際に自衛隊が活動を実施できるようにするためには、根拠となる国内法が必要となる。政府として、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始する」として、自衛隊法、周辺事態安全確保法、PKO法などの改正作業に着手することを明言している。

しかし、集団的自衛権の行使は、わが国が攻撃を受けていないにもかかわらず、他国とともに戦争を遂行することであり、相手国はわが国を敵国とみなして反撃をしてくる現実的危険性は大いに存在する。このような集団的自衛権の行使を容認することは、憲法前文と憲法9条が定める恒久的平和主義を破壊し、国民の平和的生存権を侵害するものであって、到底容認することはできない。のみならず、憲法改正手続によることもなく、閣議決定と法律の改正によって実質的に憲法を改変する行為は、立憲主義を踏みにじる暴挙でもある。

期成会は、全会をあげて、弁護士会活動を通じあるいは、市民運動と手を携えて、この閣議決定を撤回させ、集団的自衛権の行使を具体化する法整備を阻止するため、粘り強く闘いぬく決意であることをここに宣言する。

2014年7月18日

東京弁護士会 期成会